

毎日エデュケーション台湾本科留学サポートサービス契約利用約款(お申込条件書)

第1条 適用

1、「毎日エデュケーション台湾本科留学サポート(以下、留学サポート)」は、株式会社毎日エデュケーション(以下、当社)が台湾本科留学を希望するお客様に提供するサービスです。当サービスは、台湾本科留学サポート会員に申し込むことで各種サービスの提供を受けることができます。申込者は、入学を希望する学校の種別、プログラム内容などにより、会員費用を支払うことにより、当該サービスを利用することができます。

2、前項に述べる各種サービスの提供に該当する部分とは、留学相談(カウンセリング)、学校選定のアドバイス、学校への問合せやリサーチ、学校への入学申請手続、それに付帯する相談、情報提供などをさします

第2条 提供するサービス

1、留学サポート会員(以下、会員)に提供するサービスは、以下の通りです。

- 1) 合格までの詳細情報の提供
- 2) 志望校についての調査、情報収集
- 3) 学部学科情報提供
- 4) 申請に必要な書類等のご案内
- 5) 学校への申請手続代行
- 6) 学校への必要事項随時連絡(合否確定まで。合格後はオプションでお申込みください)

第3条 契約の成立

1、留学サポート会員契約は、サービスの提供を受けるご本人を申込者とし、その署名が記された留学手続サポート申込書と申込金を当社が受理したときに成立します。なお、未成年者は必ず親権者の同意を必要とします。

第4条 お申込み条件

1、当社は以下の条件にあてはまる場合には当該サービスのお申込みをお断りすることがあります。

- ①お申込み時に心身の健康を害し、留学に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
 - ②ご希望の留学をおこなうにあたって必要な条件を満たしていないと当社が判断した場合
 - ③サービス提供に際し、当社の通常業務遂行やサービスの提供に支障をきたす恐れのあるお客様からの過度な要求や理不尽なサービスの強要などが想定される判断した場合
- 2、お申込みをお断りする場合についてはいかなる理由においても当社はその理由をお客様に開示する義務を負いません。
- 3、未成年の方のお申込みの際には、留学サポート申込書所定欄に申込みにご同意する旨の親権者(法定代理人)の署名捺印が必要です。もしくは後日親権者による同意書の提出を求める場合がございます。
- 4、留学サポートをご利用いただくにあたって必要となる書類は、留学先の学校により異なりますので、お申込み時に当社よりご案内いたします。
- 5、必要書類は予めご指定申し上げる期日までに、郵送または持参、もしくはカウンセラーの指示により電子メール等への添付などによりご提出ください。定められた期日までに提出いただけない場合は、当社より留学サポートの契約の継続を解消することがあります。また、指定した期日以降のご提出の場合は、緊急手配料11,000円(税込)を別途ご請求いたします。

第5条 留学サポート会員料金

1、留学サポート会員料金は、以下に掲げる基本料金に加え、プログラム形態や参加者条件、ご希望等によりオプション追加料金が加算されたものといたします。なお、ご契約時には留学サポート会員料金を徴収し、その後お取消し猶予期間を超えた場合はご返金できません。

2、プログラムや教育機関によっては予め追加料金が必然的に生じるものがございます。その場合、予め基本料金と合算して提示することがございます。

3、会員料金以外の各種オプション追加料金につきましては別紙料金表にてご確認ください。

<留学サポート会員料金>

- ① 1+3コース対象校
・入学申請サポート会員料金 110,000円(税込)
- ② 中国語・全英語授業対象校
・入学申請サポート会員料金 143,000円(税込)

<オプションサポート>

- ・合格後フルサポート 88,000円(税込)
- ・学費寮費送金代行 8,800円(税込)/件

第6条 渡航手続に関する手数料(停止中)

1、お客様のご要望により渡航に必要な査証申請手続の代行を承ります。当該手数料は留学サポート料とは別途依頼を受けてお申込み頂きます。お申込後サービス完了後は返金は致しかねます。

→ 居留ビザ申請代行料22,000円(税込) ※申請実費別

第7条 プログラム費用について

1、留学サポート会員料金以外の現地費用(入学金・授業料・滞在費など)は明細を別途ご案内いたします。これらの費用については最新の資料に基づいて算出してご案内しますが、受入機関やその他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあり現地もしくは渡航前に差額をお支払い頂くことがございます。

2、現地の授業料や滞在費など通常外貨建ての費用につきましては、入学する大学への入学意思を確認できた日(土日祝日等の銀行休業日の場合はその次の銀行営業日)の三井住友銀行が発表するキャッシュレートの円貨に換算し、海外送金の場合は送金手数料を加えた額をご請求します。

3、学校への出願料、学費のデポジットなどを当社が立替えて事前送金した場合、その実費を別途申し受けます。その際はお申し込みをいただいた月(土日祝日等の銀行休業日の場合はその次の銀行営業日)の三井住友銀行の第一銀行営業日キャッシュレートの円貨にて換算して日本円にてご請求させていただきます。

第8条 契約の変更

1、留学サポート会員契約締結後に、お客様の都合により申請大学や学科等の変更を希望される場合、申込者ご本人(申込者が未成年の場合は合せて親権者の方)の署名もしくは捺印のある書面の提出、もしくは電子メールによる契約変更のご連絡により、変更手数料を申し受けることにより契約内容を変更致します。

2、変更手数料

- 1、申請先の学校の変更/申請校の最終決定後(弊社からのご案内書類をお渡ししたタイミング)の学校変更は、お断りに限り可能とします。その際変更手数料として11,000円別途ご請求いたします。申請校への出願後の変更につきましては、併願追加とみなし、1学科ごとに33,000円の追加費用をご請求いたします。
- 2、入学時期の変更/契約のキャンセルとみなし留学サポート料金全額を変更料とし、変更後新たに契約する留学サポートサービス料金をご請求致します。
- 3、お客様の配偶者または一親等以内の親族が死亡した場合における変更において、当初の契約に限り変更手数料なしに承ります。ただし、渡航先において契約成立後に戦争やテロ、感染症などの予期しない脅威により渡航を中止もしくは延期せざるを得ない事象が発生した場合は、状況により特例として変更手数料などを免除する措置をとる場合があります。
- 4、契約の変更は当社が変更手数料の入金を確認できた時点で成立し、それをもって、変更手続を開始いたします。

第9条 契約の取消および取消料

- 1、既に成立している留学サポート会員契約をお客様の都合により取消する場合、申込者ご本人(申込者が未成年の場合は合せて親権者の方)の署名もしくは捺印と契約取消の旨を記載した書面の提出もしくは電子メールでの通知をいただく必要があります。当該書面を当社が受け取った時点で、お客様との契約は正式に取り消されます。
- 2、お客様は、取消料を当社に支払うことにより、いつでも解約を解除することができます。
- 3、外貨送金手数料など既に発生している実費、取消し手続のために発生する実費については全額返金できません。
- 4、お客様が契約を解除された場合には、すでにお支払い頂いた留学費用から、所定の取消料、ならびに留学先機関が規定する取消料、及び学校との精算に要する外貨送金手数料等を控除した残金をお客様指定の銀行口座に振り込みお支払いいたします。なお、学校から返金が発生する場合には、その返金が当社に入金されてからの返金となります。
- 5、留学先機関等の取消規定ならびに取消料はそれぞれの教育機関および滞在手配機関の規定および判断に基づきます。
- 6、教育機関等への取消料について当社はいかなる場合でもお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。
- 7、お客様がご負担する取消料は、お客様が当社に支払い完了しているかいないかにかかわらず発生します。当社より未請求またはお客様から未払いの段階での取消の場合、差額をご請求することになります。また、返金にあたっては、当社が現地教育機関から当該返金額を受け取った日の三井住友銀行が発表するITBレートを適用し、日本円換算したのから銀行の換算手数料、振込手数料を差し引いて精算いたします。為替差による円貨額の増減はお客様に帰属します。なお、現地教育機関でコース開始後、無断や正当な理由がない欠席、通学取り止めや退学をした場合、現地教育機関に支払い済みの授業料、滞在費、その他の費用および当社にお支払いいただいた留学サポート料金、各種手数料等の返金には応じられません。

<取消料>

1、留学サポート会員料金

- (a) 申込日より起算して8日目までに解除の場合
: 取消料なし
- (b) 申込日より起算して9日目以降に解除の場合
: 留学サポート会員料金の半額
- (c) 入学申請開始後
: 留学サポート会員料金全額

2、合格後のサポートのオプションサービス

合格後フルサポート:

オプションサポートについては、合格前ならびに不合格の場合のサービス提供前の取消しは全額ご返金致します。なお、サービス提供後については一切ご返金できません。

第10条 当社からの解約

1、お客様に以下に定める事由が生じたとき、当社は催告の上、留学手続サポート契約を解約できるものとします。

- ①書類提出の不履行/定められた期日までに必要書類の提出がなく、契約に基づく手続きに支障をきたす恐れがあるとき。
- ②費用、料金の支払いの不履行/定められた期日までに必要な費用、料金の支払いがないとき。
- ③連絡の不能/お客様が所在不明となるか、1ヶ月以上に渡り連絡不能になったとき。(この場合は、催告なく解約といたします)
- ④当社に提出するお申込書ならびに学校提出書類などに記すべき内容が事実と異なっていることが判明した場合。また、そのことにより、留学手続きに支障が発生するなど、留学サポートサービス契約に誠意をもって履行できないと判断したとき。
- ⑤その他の事由により、当社がやむをえない事由があると判断したとき。

2、前項に述べる事由により当社が契約を解約した場合、既にお支払済みの留学手続サポートサービス料金および留学費用などは第7条に基づきご請求いたします。

第11条 当社の免責事項

- ①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由によりプログラム内容が変更したり、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。尚、以下の事由により留学を出発前に中止する場合はこの条件書で規定している取消料を申し受けます。
 - (a) ご希望の受入機関の基準・事情・判断等により入学が許可されなかった場合。
 - (b) 現地受入機関の手続き上の問題や事情により入学書類などの到着が遅れ、予定の期日に出発・入学できなかった場合。
 - (c) 申込者がパスポートまたはビザを取得できなかった場合。
 - (d) 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命令、運輸・宿泊機関や現地受入機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による場合。
 - (e) 当社のご案内した教育ローンが、ローン会社の審査により成立せず留学プログラムの継続が不可能となった場合。
 - (f) 申込者が本約款に違反した場合。
- ②当社は、渡航後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、留学費用その他当社にお支払い済みの費用は返金されません。
 - (a) 受入機関等の事情により、授業内容や日時、滞在先の種類や条件、コース参加の条件、費用、などが変更された場合。
 - (b) 申込者の故意、過失、法令・公序良俗や留学先等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。
 - (c) その他、当社の責によらない事由により留学中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第12条 特約の追加

1、当社は必要に応じ、約款を変更することなく、特約規定を設ける場合があります。特約は約款に優先するものとし、特約に定めのない事項については当約款に従うものとします。

第13条 個人情報の取扱い

1、個人情報の取り扱い

弊社における個人情報の取り扱いは個人情報保護方針に基づいて行われます。

2、個人情報の管理について

当社は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面

及び組織面において必要な安全対策を継続的に講じるよう努めています。また、弊社は個人情報の保護に関する法令、業界規範・慣習、公序良俗を遵守します。

5、個人情報の第三者への提供

利用者の個人情報について、利用者本人の同意を得ずに第三者へ提供することは原則いたしません。ただし以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、利用者の同意なく利用者の個人情報を開示することがあります。

①利用者が第三者に不利益を及ぼすと弊社が判断した場合。

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

④裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準ずる権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合

⑤利用者本人から明示的に第三者への開示または提供を求められた場合

⑥法令により開示または提供が許容されている場合

⑦その他利用者本人へサービスを提供するために必要であると弊社が合理的に判断した場合。また、以下の場合に個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないこととします。

a. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合 b. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

6、外部委託について

当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報を預託することがあります。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

7、個人情報に関するお問い合わせに関して

利用者の個人情報については、第三者から問い合わせを頂いても一切お答えできません。但し、警察・税関等の公共機関より、正式な書面をもって情報開示の請求があり、その理由が一般常識に照らして正当と判断される場合はこの限りではありません。

8、個人情報の変更および訂正について

登録時に提供された個人情報に関する権利（開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権）は、ご本人からの要請であることを確認し、遅滞なくおこないます。

9、サーバーの不正アクセス対応について

当社は、個人情報を管理するサーバーへの外部からの不正アクセスを防御するために最善の処置を施しております。

10、個人情報に関する相談、苦情、開示請求については下記までお問い合わせください。

株式会社毎日エデュケーション

個人情報管理者

電話：03-6822-2967

E-mail：overseas@myedu.co.jp

第14条 約款の変更

1、当約款は当社の事情または法令に従うために変更することがあります。

第15条 約款の発効

1、当約款は2023年11月1日をもって発効します。

第16条 裁判管轄

1、当約款に関する訴訟については東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

◆改訂：2023年11月1日